| | | |

| | | |

		場合の環境大臣への協議 (一)及び(二)　略							
		68　同法第68条第4項の規定による国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求 (一)及び(二)　略							
	四　自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1　同法第20条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略							
		2　同法第22条第3項の規定による国立公園の海域公園地区内における工作物の新築等の許可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○	 総合事務所長	
		3　同法第33条第1項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一)及び(二)　略							
		4　同法第33条第2項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、同条第4項の規定による処分期間の延長又は同条第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)及び(二)　略							
		5　同法第34条第1項の規定による中止命令等 (一)及び(二)　略							
		6　同法第35条第1項又は第2項の規定による国立公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一)及び(二)　略							
	五　自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務								

		場合の環境大臣への協議 (一)及び(二)　略							
		41　同法第56条第4項の規定による国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求 (一)及び(二)　略							
	四　自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1　同法第13条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略							
		2　同法第24条第3項の規定による国立公園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可 (一)及び(二)　略							
		3　同法第26条第1項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一)及び(二)　略							
		4　同法第26条第2項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、第4項の規定による処分期間の延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)及び(二)　略							
		5　同法第27条第1項の規定による国立公園についての行為の中止等の命令 (一)及び(二)　略							
		6　同法第28条第1項又は第2項の規定による国立公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一)及び(二)　略							
	五　自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第16条において準用する同令第3条、第5条から第8条まで及び第11条の規定による国立公園に関する公園事業に係る							

| | | |

	1　略								
	2　同令附則第6項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一)及び(二)　略								
略									

	の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	8　同令第17条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	9　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第12条の規定による国定公園に関する公園事業者に係る報告の命令又は立入検査等 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	10　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業者に対する改善命令 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	11　同令第17条において準用する同令第14条第２項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	12　同令第17条において準用する同令第15条の規定による国定公園の公園事業者でなくなった者に対する原状回復命令等 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○			
	(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
	13　略							
	14　同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一)及び(二)　略							
略								

十 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌事務に係るものに限る。）	略									
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	略									
	5 土木工事に係る請負契約の締結の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)及び(二) 略									
	6 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)～(三) 略									
	7 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)～(三) 略									
	略									
十二 土木工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二) 略 (三) 委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下公園自然課の項の十二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 略		○							
	2 略									
	3 略									

十 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌事務に係るものに限る。）	略									
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	略									
	5 土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一)及び(二) 略									
	6 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)～(三) 略									
	7 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)～(三) 略									
	略									
十二 土木工事及びこれに伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の十二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの		○ ○					○ ○	総合事務所長 総合事務所長	
	2 同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二) 略 (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 略		○							
	3 略									
	4 略									

十三　土木工事に係る鳥取県建設工事検査規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	略								
	8　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)　略 (二)請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （１）　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下公園自然課の項の十三において同じ。）が２億円以上の工事に係るもの （２）　略		○						
	略								
	24　同規則第52条第１項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。） (一)及び(二)　略								
	略								
	27　同規則第58条第１項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの （１）　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの （２）　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○	○					○	総合事務所長
	略								
略									

十三　土木工事に係る鳥取県建設工事検査規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	略								
	8　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託 (一)　略 (二)請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （１）　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下公園自然課の項の十三において同じ。）が２億円以上の請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの （２）　略		○						
	略								
	24　同規則第52条第１項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託 (一)及び(二)　略								
	略								
	27　同規則第58条第１項の規定によるかしの補修及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が５億円未満の工事に係るもの	○	○						
	略								
略									
十六　狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条第２項の規定による捕獲人の指定及び同条第５項の規定による予防員が追跡中の犬の入った場所に立ち入ることができる期間及び区域の指定			○					
	2　同法第８条第３項の規定による狂犬病が疑われる犬		○						

	についての届出があった場合の厚生大臣及び隣接県知事への通報								
	3　同法第10条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に口輪をかけること等の命令		○						
	4　同法第13条の規定による犬の一せい検診の実施又は臨時予防注射の実施		○						
	5　同法第14条第1項の規定による病性鑑定のための犬等の死体の解剖等の許可							○	総合事務所長
	6　同法第15条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限		○						
	7　同法第16条の規定による狂犬病にかかった犬の所在の場所等の交通のしゃ断又は制限	○							
	8　同法第17条の規定による犬の集合施設の禁止の命令		○						
	9　同法第18条第1項の規定によるけい留命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬の抑留の実施							○	総合事務所長
	10　同法第18条の2第1項の規定によるけい留命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬の薬殺等		○						
	11　同法第21条の規定による抑留所の設置	○							
十七　狂犬病予防法施行細則（昭和25年鳥取県規則第83号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第4条の規定による捕獲人の指定の取消し又は業務の停止の命令		○						
十八　鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第8号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第11条第1項の規定による野犬等の収容の命令							○	総合事務所長
	2　同条例第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による飼い主に対する野犬等を引き取るべき旨の通知及び飼い主が判明していない野犬等に係る公示							○	総合事務所長
	3　同条例第12条第							○	総合事務所長

	3項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による野犬等の処分								
	4　同条例第13条第1項の規定による犬、ねこ等の譲渡							○	総合事務所長
	5　同条例第13条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出の受理							○	総合事務所長
	6　同条例第14条第1項の規定による野犬等の薬殺処分の実施及び住民への周知							○	総合事務所長
	7　同条例第14条第3項の規定による殺処分の実施についての市町村長に対する協力の要請							○	総合事務所長
	8　同条例第16条第3項の規定による特定動物の収容又は殺処分							○	総合事務所長
	9　同条例第17条第1項の規定による事故及びその後の措置についての届出の受理							○	総合事務所長
	10　同条例第18条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令							○	総合事務所長
	11　同条例第18条第2項の規定による犬の飼い主に対する措置命令							○	総合事務所長
	12　同条例第19条第1項の規定による必要な報告の徴収又は飼育施設等への立入調査等							○	総合事務所長
	13　同条例第20条第1項の規定による動物愛護管理員の設置							○	総合事務所長
	14　同条例第20条第2項の規定による動物愛護技術員の設置							○	総合事務所長
十九　鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第9条の規定による野犬等又は犬、ねこ等の返還申請書の受理							○	総合事務所長
二十　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条第1項の規定による動物愛護管理推進計画の策定	○							
	2　同法第6条第3項の規定による動物愛護管理推進計画の策定又は変更の際の市町村の意		○						

見の聴取							
3　同法第11条第1項の規定による動物取扱業の登録及び同条第2項の規定による通知			○				総合事務所長
4　同法第12条第1項の規定による動物取扱業の登録の拒否及び同条第2項の規定による通知						○	総合事務所長
5　同法第13条第2項において準用する同法第11条の規定による動物取扱業の登録の更新等			○				総合事務所長
6　同法第13条第2項において準用する同法第12条の規定による動物取扱業の登録の更新の拒否等						○	総合事務所長
7　同法第14条第3項において準用する同法第11条及び第12条の規定による動物取扱業登録事項の変更の届出の受理及び受理の拒否等						○	総合事務所長
8　同法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧提供						○	総合事務所長
9　同法第16条第1項の規定による動物取扱業者の廃業等の届出の受理						○	総合事務所長
10　同法第17条の規定による動物取扱業の登録の抹消						○	総合事務所長
11　同法第19条第1項の規定による動物取扱業の登録の取消し又は業務の停止及び同条第2項において準用する同法第12条第2項の規定による通知						○	総合事務所長
12　同法第23条第1項及び第2項の規定による動物取扱業者に対する勧告						○	総合事務所長
13　同法第23条第3項の規定による勧告に従わなかった者に対する措置命令						○	総合事務所長
14　同法第24条第1項の規定による動物取扱業者に対する報告の要求又は事業所その他への立入検査						○	総合事務所長
15　同法第25条第1項の規定による生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する措置の勧告						○	総合事務所長

16　同法第25条第２項の規定による勧告に係る措置をとらなかった者に対する措置命令							○	総合事務所長
17　同法第25条第３項の規定による市町村長に対する協力要請							○	総合事務所長
18　同法第26条第１項の規定による特定動物の飼養保管の許可							○	総合事務所長
19　同法第27条第２項の規定による特定動物の飼養保管の許可に係る条件の付加							○	総合事務所長
20　同法第28条第１項の規定による特定動物の飼養保管の変更の許可							○	総合事務所長
21　同法第28条第３項の規定による特定動物の飼養保管許可の軽微な事項等の変更の届出の受理							○	総合事務所長
22　同法第29条の規定による特定動物の飼養保管許可の取消し							○	総合事務所長
23　同法第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令							○	総合事務所長
24　同法第33条第１項の規定による特定動物飼養者に対する報告の要求又は特定飼養施設その他への立入検査							○	総合事務所長
25　同法第35条第１項の規定による犬又はねこの引取り及び引取場所の指定							○	総合事務所長
26　同法第35条第３項の規定による市町村長に対する犬又はねこの引取りに関する協力要請							○	総合事務所長
27　同法第35条第４項の規定による動物の愛護を目的とする団体等への犬又はねこの引取りの委託		○						
28　同法第36条第１項の規定による所有者不明の負傷動物等の発見の通報の受理							○	総合事務所長
29　同法第36条第２項の規定による負傷動物等の収容							○	総合事務所長
30　同法第37条第２項の規定による犬又はねこの引取りに際しその所有者							○	総合事務所長

		に対して行う繁殖防止のための指導及び助言							
		31　同法第38条第１項の規定による動物愛護推進員の委嘱		○					
	二十一　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第２条第３項の規定による動物取扱業登録申請者に対する必要な書類の提出の要求						○	総合事務所長
		2　同規則第２条第５項の規定による動物取扱業登録証の交付			○				総合事務所長
		3　同規則第２条第６項の規定による動物取扱業登録証の再交付			○				総合事務所長
		4　同規則第２条第８項の規定による動物取扱業登録証の亡失の届出の受理						○	総合事務所長
		5　同規則第２条第９項の規定による動物取扱業登録証の返納の受理						○	総合事務所長
		6　同規則第４条第３項の規定による動物取扱業登録の更新期間前の登録の更新			○				総合事務所長
		7　同規則第５条第６項の規定による動物取扱業登録の変更の届出をした者に対する必要な書類の提出の要求						○	総合事務所長
		8　同規則第10条第１項の規定による動物取扱責任者研修の開催の通知						○	総合事務所長
		9　同規則第10条第３項ただし書の規定による他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修の指定					○		
		10　同規則第15条第３項の規定による特定動物飼養保管許可申請者に対する必要な書類の提出の要求						○	総合事務所長
		11　同規則第15条第５項の規定による特定動物飼養保管許可証の交付						○	総合事務所長
		12　同規則第15条第６項の規定による特定動物飼養保管許可証の再交付						○	総合事務所長
		13　同規則第15条第８項本文の規定による特定動物飼養保管許可証の亡失の届出の受理						○	総合事務所長

		14　同規則第15条第９項の規定による特定動物飼養保管許可証の返納の受理							○	総合事務所長
		15　同規則第16条第１の規定による特定動物飼養保管の廃止の届出の受理							○	総合事務所長
		16　同規則第17条第１号ロただし書及びハただし書の規定による特定動物飼養保管施設の基準からの除外の認定							○	総合事務所長
		17　同規則第18条第３項の規定による特定動物飼養保管の変更許可申請者に対する必要な書類の提出の要求							○	総合事務所長
		18　同規則第20条の規定により環境大臣が定める措置等の届出の受理等							○	総合事務所長
	二十二　鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例（平成14年鳥取県条例第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条第１項の規定による規制地域の指定	○							
		2　同条例第３条第２項の規定による規制地域を指定する旨及びその区域の告示		○						
		3　同条例第３条第３項の規定による規制地域の指定についての申出の受理							○	総合事務所長
		4　同条例第３条第４項において準用する同条例第３条第２項の規定による規制地域を変更し、又は廃止する旨及びその区域の告示		○						
		5　同条例第３条第４項において準用する同条例第３条第３項の規定による規制地域の変更又は廃止についての申出の受理							○	総合事務所長
十六		二十三								
十七		二十四								
十八		二十五								
略		略								
農林水産部共通	一　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係るものを除く。以下農林水産部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する	略								
		5　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)～(三)　略								
		6　農林土木工事に係る設計又は監督								

事務	の委託の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)～(三)　略										事務	の委託の決定 (一)～(三)　略									
	7　農林土木工事の委託の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)及び(二)　略											7　農林土木工事の委託の決定 (一)及び(二)　略									
	略											略									
二　農林土木工事及びこれに伴う委託業務（沿岸漁場整備事業に係る委託業務を除く。以下農林水産部共通の項の二及び三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二)　略 (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。農林水産部共通の項の二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○								二　農林土木工事及びこれに伴う委託業務（沿岸漁場整備事業に係る委託業務を除く。以下農林水産部共通の項の二及び三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。農林水産部共通の項の二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの		○ ○					○ ○	総合事務所長 総合事務所長
	2　略											2　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)及び(二)　略 (三)　委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○							
	3　略											3　略									
												4　略									
三　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略										三　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略									
	8　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一)～(三)　略											8　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託 (一)～(三)　略									
	略											略									
	24　同規則第52条第１項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る											24　同規則第52条第１項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託									

		事務を除く。） (一)～(三)　略								
		略								
		27　同規則第58条第１項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの (1)　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (2)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。））が５億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○						○	総合事務所長
		略								
農政課	略									
	十六　その他の事務	1　略								
略										
農地・水保全課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農業農村整備事業に係るもの	略								
		5　同法第８条第１項の規定を準用する同法第48条第９項（同法第96条の３第５項において準用する場合を含む。）、第95条第							○	総合事務所長

		(一)～(三)　略								
		略								
		27　同規則第58条第１項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。））が５億円未満の工事に係るもの	○ ○							
		略								
農政課	略									
	十六　その他の事務	1　農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外に係るもの		○				○	総合事務所長
		2　略								
略										
耕地課	一　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農業農村整備事業用揚水施設整備事業に係るもの	略								
		5　同法第８条第１項の規定を準用する同法第48条第９項（同法第96条の３第５項において準用する場合を含む。）、第95条第		○						

並びに市町村長に委任したものを除く。）	3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定									農道整備事業に係るもの並びに市町村長に委任したものを除く。）	3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項の規定による土地改良事業計画等の適否の決定								
	6　同法第8条第2項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第87条第2項、第87条の2第10項、第87条の3第6項、第10項、第13項及び第15項、第95条第3項、第95条の2第3項並びに第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱 (一)　土地改良区の設立に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○		総合事務所長			6　同法第8条第2項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第87条第2項、第87条の2第10項、第87条の3第6項、第10項、第13項及び第15項、第95条第3項、第95条の2第3項並びに第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱						○	総合事務所長
	7　同法第9条第2項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定 (一)　土地改良区の設立に係るもの (二)　(一)以外のもの		○ ○					総合事務所長			7　同法第9条第2項（同法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出に対する決定		○						
	略										略								
	21　同法第52条の2第1項（同法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4の規定において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の適否の決定						○	総合事務所長			21　同法第52条の2第1項（同法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4の規定において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の適否の決定		○						
	略										略								
	23　同法第52条の3第2項（同法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定による異議の申出に対する決定						○	総合事務所長			23　同法第52条の3第2項（同法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定による異議の申出に対する決定		○						
	24　同法第52条の3（同法第53条の4第2項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定による専門技術者						○	総合事務所長			24　同法第52条の3（同法第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定による専門技術者の委嘱						○	総合事務所長

	の委嘱								
	略								
	58　同法第87条の３第５項の規定による国営土地改良事業計画の変更又は当該土地改良事業の廃止についての協議							○	総合事務所長
	略								
略									
七　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農業農道整備事業に係るものを除く。）	略								
八　海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく知事の権限に属する事務（農地・水保全課の所掌事務に係るものに限る。）	略								
略									
十　鳥取県海岸法施行細則（昭和35年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務（農地・水保全課の所掌事務に係るものに限る。）	略								
略									
十五　地方財政法に基づく知事の権限に属する事務（県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金について（平成4年鳥取県議会議決。以下「議決」という。）に係る事業に限る。（ただし、議決中広域農整備事業、基幹農道整備事業及び田園空間博物	略								

	略								
	58　同法第87条の３第５項の規定による国営土地改良事業計画の変更又は当該土地改良事業の廃止についての協議		○						
	略								
略									
七　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものを除く。）	略								
八　海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地課の所掌事務に係るものに限る。）	略								
略									
十　鳥取県海岸法施行細則（昭和35年鳥取県規則第24号）に基づく知事の権限に属する事務（耕地課の所掌事務に係るものに限る。）	略								
略									
十五　地方財政法に基づく知事の権限に属する事務（県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金について（平成4年鳥取県議会議決。以下「議決」という。）に係る事業に限る。（ただし、議決中広域農整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整	略								

	館整備事業に係るものを除く。）									
	十六　その他の事務（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に係るものを除く。）	略								
		9　略								
		10　協定に基づく土地改良事業等に係る調査等の実施及び負担金の徴収						○	総合事務所長	
県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一から三まで及び県土総務課の項の八において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二)　略	○							
		略								
	二　土木工事及びこれに伴う委託業務（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)及び(二)　略 (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の二及び県土総務課の項の八において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○						
		略								
	三　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下県		○						

	備事業及び田園空間博物館整備事業に係るものを除く。）									
	十六　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用施設災害復旧事業及び農業用ため池整備事業に係るものを除く。）	略								
		9　略								
県土整備部共通	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一から三まで並びに県土総務課の項の十七において同じ。）が５億円以上の工事に係るもの (二)　略	○							
		略								
	二　土木工事及びこれに伴う委託業務（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)及び(二)　略 (三)　委託対象設計金額（委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の二において同じ。）が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四)　略		○						
		略								
	三　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下県		○						

	土整備部共通の項の三及び県土総務課の項の八において同じ。）が２億円以上の工事に係るもの （2）略								
	略								
	27　同規則第58条第１項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　著しく重大なかしに係るもの （1）　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの （2）　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二)　(一)以外のもの	○ ○					○	総合事務所長	
	略								
略									
県土総務課									

	土整備部共通の項の三において同じ。）が２億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの （2）略								
	略								
	27　同規則第58条第１項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○	○						
	略								
略									
県土総務課	一　土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第11条第１項及び第４項の規定による事業の準備のための土地の立入の許可及び通知		○					
		2　同法第14条第１項の規定による土地の試掘等の許可		○					
		3　同法第14条第１項及び第３項の規定による障害物の伐除の許可の申請		○					
		4　同法第15条の２第１項の規定による土地等の取得について合意が成立しない場合のあっせんの申請	○						
		5　同法第16条の規定による事業の認定の申請	○						
		6　同法第17条第２項の規定による事業の認定	○						
		7　同法第19条（同法第32条第２項及び第34条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による事業認定申請書等の欠陥の補正及び却下	○						
		8　同法第21条第１項の規定による土地の管理者等からの意見の聴取		○					
		9　同法第21条第２項の規定による事業の認定に関する処分についての意	○						

見の提出							
10　同法第22条の規定による専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取	○						
11　同法第23条の規定による公聴会の開催	○						
12　同法第24条第１項の規定による市町村長への事業認定申請書等の写しの送付		○					
13　同法第24条第４項及び第５項（同法第34条の４第３項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の権限の代行及び権限を代行する旨の通知		○					
14　同法第25条第２項の規定による事業の認定に係る利害関係人の意見書の国土交通大臣への送付又は報告		○					
15　同法第26条第２項の規定による事業の認定の報告及び事業の認定に関する書類の写しの送付		○					
16　同法第27条第３項の規定による事業の認定に関する処分に係る国土交通大臣への意見の提出	○						
17　同法第27条第６項の規定による事業の認定に係る公聴会の記録等の国土交通大臣への送付		○					
18　同法第28条の規定による事業の認定の拒否	○						
19　同法第28条の３の規定による土地の形質の変更の許可		○					
20　同法第30条第１項（同法第30条の２において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び周知の措置		○					
21　同法第30条第２項（同法第30条の２において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示及びその旨の国土交通大臣への報告		○					

22　同法第32条第１項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出		○					
23　同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て		○					
24　同法第34条の３の規定による収用又は使用の手続が開始される旨及び図面の縦覧場所の告示		○					
25　同法第34条の４の規定による図面の市町村長への送付			○				
26　同法第35条第１項及び第２項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査並びに当該土地等の占用者への通知			○				
27　同法第36条第４項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求		○					
28　同法第36条第５項の規定による立会人の指名		○					
29　同法第42条第５項の規定による収用委員会に対する書類の送付の要求			○				
30　同法第42条第６項の規定による収用委員会への公告の日の通知			○				
31　同法第40条第１項の規定による収用委員会に対する裁決の申請及び同法第47条の３第１項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出		○					
32　同法第50条第２項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請		○					
33　同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て		○					
34　同法第79条の規定による物件の収用の請求		○					
35　同法第82条第３項及び第６項の規定による替地の提供についての収用委員会の勧告の受		○					

		諾の決定							
		36　同法第82条第５項の規定による替地の譲渡のあっ旋の申請		○					
		37　同法第84条第１項の規定による工事の代行による補償の要求		○					
		38　同法第85条第１項の規定による物件移転の代行による補償の要求		○					
		39　同法第89条第１項の規定による事業の認定後における土地の形質の変更等の承認			○				
		40　同法第95条第２項及び第４項（同法第97条第２項において準用する場合を含む。）並びに第５項の規定による補償金等の供託		○					
		41　同法第102条の２第１項の規定による土地等の引渡し等の請求		○					
		42　同法第105条の規定による土地の返還又は原状回復			○				
		43　同法第107条第１項の規定による不用となった土地等の買受権者への通知又は買受権者を確知することができない場合の公告			○				
		44　同法第116条第１項の規定による収用委員会への協議の確認の申請			○				
		45　同法第122条第１項の規定による非常災害の際の土地の使用		○					
		46　同法第123条第１項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての収用委員会への申立て		○					
		二　土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第１条の３の規定によるあっせんに付さない旨の通知		○				
			2　同令第１条の４の規定によるあっせんに付した旨等の通知		○				
			3　同令第１条の７の規定によるあっせんの打切りの通知		○				
		三　公共用地の取得に関する特別措	1　同法第３条第１項の規定による特定公共事業の認定	○					

置法（昭和36年法律第150号）に基づく知事の権限に属する事務	に係る関係住民からの意見の聴取等								
	2　同法第４条第１項の規定による特定公共事業の国土交通大臣への認定の申請		○						
	3　同法第20条第１項の規定による収用委員会への緊急裁決の申立て		○						
	4　同法第29条の規定による仮住居の提供又は当該仮住居の条件に適合し、相当であることについての収用委員会への確認の申請		○						
四　公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和36年政令第285号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第６条の規定による生活再建計画に定められた事項の通知			○					
五　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条第１項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定							○	総合事務所長
	2　同法第６条第３項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知							○	総合事務所長
	3　同法第16条第３項の規定による県土地開発公社の役員の解任	○							
	4　同法第18条第２項の規定による県土地開発公社の予算等の承認		○						
	5　同法第19条第１項の規定による県土地開発公社に対する業務に関する命令		○						
六　鳥取県国有地使用料徴収条例（平成2年鳥取県条例第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による占用料等の減免 (一)　同条例第３条第１号の規定に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
七　国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同令第３条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一)　法定外公共用財産（国土交通省所管国有財産のうち、河川法（昭和39年法律第167号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の公共物の			○					

管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下七において同じ。）を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えるもの (二)　法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が３万平方メートルを超えないもの						○	総合事務所長
2　同令第６条第５項第１号の規定による法定外公共用財産の交換についての国土交通大臣への協議		○						
3　同令第６条第５項第２号の規定による法定外公共用財産の用途の廃止 (一)　国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第５条第１項第５号に規定する用途の廃止に係るもの (二)　同令第６条第２項第１号チ及びルに掲げる国有財産に係るもの (三)　（一）及び(二)以外のもの （１）　面積が３万平方メートルを超えるもの （２）　面積が３万平方メートルを超えないもの		○ ○ ○					○	総合事務所長
4　同令第６条第５項第２号の規定による法定外公共用財産の用途の廃止についての国土交通大臣への協議		○						
5　同令第６条第５項第３号の規定による普通財産の譲与 (一)　道路法第90条第２項並びに下水道法第36条の規定により譲渡するもの (二)　(一)以外のもの		○ ○						
6　同令第６条第５項第３号の規定による普通財産の譲与についての国土交通大臣への協議		○						

	7　同令第６条第５項第４号の規定による所管換等についての国土交通大臣への協議		○						
	8　同令第６条第５項第４号の規定による法定外公共用財産の使用についての国土交通大臣への協議		○						
	9　同令第11条第３号の規定による法定外公共用財産とする目的でする寄附の受納 (一)　面積が３万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二)　面積が３万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○					○	総合事務所長

二　略	八　略
三　略	九　略
四　略	十　略
五　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく知事の権限に属する事務（県土総務課の所掌事務に係るものを除く。）の県土総務課長への委任	十一　略
六　略	十二　略
七　略	十三　略
八　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく知事の権限に属する事務（県土総務課の所掌事務に係るものを除く。）の県土総務課長への委任	十四　略

十　測量法（昭和24年法律第188号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第14条第３項（同法第19条において準用する場合を含む。）の規定による基本測量の実施及び終了の通知を受けた旨の公示			○					
	2　同法第21条第２項（同法第23条第２項において準用する場合を含む。）の規定による永久標識等の設置の通知を受けた旨の市町村長に対する通知			○					
	3　同法第24条の規定による移転の請求の受理及び当該請求に係る書面の国土地理院の長への送付			○					
十一　測量法施行令（昭和24年政令第322号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第28条第２項の規定による測量業者登録簿閲覧の場所等の告示			○					
十二　略									
十三　略									
十四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく知事の権限に属する事務	略								

	務に係るものに限る。）								
六　鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
七　略									
八　その他の事務	1　県土整備部が所掌する土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
	(一)　鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業及び海岸整備事業に係る工事（請負対象設計金額が２億円以上の工事に限る。）に係るもの		○						
	(二)　鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業及び海岸整備事業に係る工事（請負対象設計金額が２億円未満の工事に限る。）に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
	(三)～(五)　略								
	2　天神川流域下水道工事、公園自然課が所掌する土木工事及び農林土木工事に係る入札の執行等								
	(一)　工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
	(１)　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの		○						
	(２)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの								
	イ　天神川流域下水道工事に係るもの						○	中部総合事務所長	
	ロ　東部地区沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
	ハ　イ及びロ以外のもの						○	総合事務所長	
	(二)　工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
	(１)　土地、水面等の測量及び調査								
	イ　契約の対象となる部	○							

十五　土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
十六　略									
十七　その他の事務	1　土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
	(一)　鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が２億円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
	(二)　鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が２億円未満の工事に限る。）に係るもの							○	鳥取港湾事務所長
	(三)～(五)　略								

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |